

平成24年度第3回庄内町スポーツ推進審議会 議事録

○日時：平成25年1月9日（水）午後2時～午後4時

○場所：庄内町総合体育館 研修室

○出席者

- ・委員：赤谷義勝、横山修、富樫希江、菱谷光雄、遠田照勝、長南和幸、遠田雅弘、計7名出席
- ・事務局：社会教育課長 本間俊一、総合体育館長 佐藤勝喜、教育課主査 佐藤祐一、社会教育課スポーツ推進係長 高田謙、総合体育館主事 高橋未央

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議
- 5 その他
- 6 閉会

3 議事録署名委員 長南和幸委員、遠田雅弘委員

4 審議

【事務局】

(資料に基づき次のことを説明)

八幡スポーツ公園整備後の社会体育施設の使用料の設定について

(1) 町内社会体育施設全体の使用料について

(2) 屋外スポーツ公園（サッカー場、ソフトボール場、多目的広場等）の使用料の設定について

(3) 使用料（施設使用料及び夜間照明設備使用料）の減免制度の設定について

【赤谷会長】

諮問された内容が大きく二つあるので、まずは1点目の八幡スポーツ公園整備後の社会体育施設の使用料の設定について説明してもらった。皆さんからご意見、質問等お願いします。

【菱谷委員】

減免について、中体連主催の大会は減免になるのか、あるいはどういう判断をするつもりでいるのか。

【事務局】

ここ数年、庄内町を会場にして、中体連を開催していないが、一担当者の意見としては、

全額減免になるか8割減免になるか別として減免対象になるのではと考える。参考までに、周辺市町村は中体連に限っていうとすべて減免の対象となっているので、これをふまえての対応になると考えている。

【菱谷委員】

庄内町の体育館を利用して中体連を開催した場合、使用料が発生するとは想定していないと思う。減免の対象としたい。

【横山委員】

特に現行より値上げとしている施設に関しての影響はどのくらいと見込んでいるのか。

【事務局】

今回の値上げされるのは、総合体育館体育室と余目グラウンド・笠山グラウンドの3施設である。平成23年度の実績で、総合体育館アリーナと児童高齢者室合わせた使用料の収入は24万円である。この原案から行くと2～3万円程度増額になるのではないかと考えている。

余目グラウンドと笠山グラウンドについて、余目グラウンドの年間使用件数（余目中学校も含む）約400件、笠山グラウンドについては約100件の利用になっている。町内の団体や町民の屋外施設の利用に関しては、使用料は全額減免となるので、実際町民が利用する際は使用料が発生しないので、影響はないものと考えている。

総合体育館アリーナに関して、ご意見をいただけるとありがたい。

【委員】

定期利用団体はある程度値上げを気にすると思うし、あまり来ない利用者は値上げについて気にならないと思う。定期利用団体でどの程度の金額を支払っているのか。

【事務局】

定期利用団体は8割減免措置が取られている。使用料として、16団体から約28,618円を支払っていただいている。100%全額負担の利用者の件数は約240件ある。

【赤谷会長】

総合体育館アリーナの使用料に関しては、定期利用団体からご理解をいただくということになる。他に質問はありませんか。

【委員】

屋外施設の余目グラウンドの夜間照明設備使用料の1時間当たりの金額は2,700円になっているが、2時間使用した場合はどうなるのか。

【事務局】

1時間当たりの夜間照明設備使用料の考え方について、余目グラウンドや笠山グラウンドの夜間照明設備使用料は、当初1時間当たり2,700円でそれ以降30分毎1,300円加算されるという条例上の決まりということになる。屋外スポーツ公園に関しては、サッカー場は全灯の場合、当初1時間当たり1,800円で以降30分毎に900円加算され、半灯利用であれば、1時間当たり900円で30分毎に450円加算されるという条例上の設定になる。

【委員】

料金の体系としては、当初は1時間分、1時間を過ぎれば1時間30分、1時間30分を過ぎると2時間というように30分ごとに料金が加算されるということにするのか。

【事務局】

そのように考えている。

【委員】

夏場の利用だとスポ少等の練習が早く終わった場合、照明使用料を1時間分支払っていたら損になるというクレームは来ないか。

【赤谷会長】

夕暮れになったら点けるように心掛けて、安全面から考慮して終了時間から逆算して点灯すればよいと思う。こと細かく決めると管理する方で混乱するだけなので。

【委員】

笠山グラウンドの施設は条例上区分けがないけれど、料金設定のうえでは、野球場は有料、グラウンドゴルフ場は無料という考えでいいのか。

【事務局】

笠山グラウンドについては、今般の改正時に条例上においても野球場とグラウンドゴルフ場に別けておいた方がいいと感じている。

【赤谷会長】

アマチュアスポーツ以外の利用の場合、酒田市6倍、鶴岡市2倍と記載されているが、元の金額はいくらになっているのか。

【事務局】

鶴岡市の小真木原体育館アリーナの場合、1時間当たり2,100円の使用料に設定されていて、酒田市は旧市町村で金額のばらつきがあるが、国体記念体育館アリーナの場合1時間当たり1,890円の設定になっている。

実際庄内町ではアマチュアスポーツ以外の利用は無いが、基準は設けないといけないので現行の総合体育館体育室の6.9倍に合わせて全施設を統一して7倍に設定した。

【委員】

屋内施設を利用する場合、アマチュアスポーツ以外の利用の場合料金設定はあるが、屋外施設を利用する場合の料金設定はないのか。

【事務局】

近年屋外施設をアマチュアスポーツで使用した実績がないので設定をする必要がないだろうと考え料金設定はしていない。

【赤谷会長】

次に、八幡スポーツ公園整備後の施設の管理体制について、事務局から説明願う。

【事務局】

(資料に基づき次のことを説明)

八幡スポーツ公園整備後の施設の管理体制について

(1) 管理人の配置について

(2) 利用期間、利用時間、休館、休業日について

(3) 施設利用に関するルールの見直し

【赤谷会長】

特に八幡スポーツ公園がオープンしてからは大会が重なることが多くなると予想出来るので、駐車場の確保の問題になると思う。民間会社の駐車場借用や乗り合いをお願いして利用者からも協力をもらいたい。

皆さんから意見、質問等お願いします。

【委員】

民間会社の駐車場を借用した時、謝礼はしているのか。それから、八幡スポーツ公園のサッカー場の利用時間を午後9時までとして、ソフトボール場や多目的運動広場は午後9時30分までで30分の差は必要なのか。

管理人について、総合体育館の清掃業務に当たっている人が、兼務して八幡スポーツ公園の清掃に入るのか、新たに雇って八幡スポーツ公園専属の清掃業務をしてもらうのか。

【事務局】

駐車台数については、新たに出来る八幡スポーツ公園は47台、総合体育館周辺・屋内多目的・ほたるドームとスポーツ公園を合わせて310台、社会福祉協議会と余目保育園で80台弱の台数を確保できる。加えて民間会社の駐車場を借りているのは、十和建設・オリムエーテック・鈴木ゴムの3社から協力をいただいて、借用の必要があればその都度お願いをしている。3社分の駐車場を合わせると台数170台分を確保できて、3社に対しては1回の借用で町から5,000円を謝礼として支払っている。

夜間照明については、余目グラウンドは午後9時30分までの利用としているが、利用団体には午後9時を目途に利用を終わるようにお願いしている。サッカーは時間制の競技になるので、利用時間から逆算して午後9時には終わるように利用団体・利用者をお願いしていきたい。なお、サッカー協会やソフトボール連盟にも同様の考え方を伝えているし、改めて確認していきたい。

【赤谷会長】

後片付けも含めて午後9時30分までに終わるように徹底して利用してもらえば、近隣住民からの苦情はないのではないかな。

【事務局】

新たにシルバー人材センター等に業務を委託していきたいと考えている。業務内容としては、八幡スポーツ公園のトイレ掃除と人工芝への散水などの業務を考えている。が、スポーツ公園の清掃業務だけでどの位時間を必要とするか分からないけども、周辺の環境整備もやっていただきたいと考えている。

【委員】

スポーツ公園のサッカー場とソフトボール場の利用時間に30分の差があるが、余目グラウンドは町中にあり午後9時30分まで利用をさせて住民から苦情がなかったのであれば、サッカー場とソフトボール場は隣り合わせの施設になるので、30分の差をつける必

要はないのではないかと。

近隣住民への説明は行っているのか。

【事務局】

近隣住民への説明会は、工事段階では行っているが、今後に詰まってきた段階において、行っていく。

【委員】

サッカー場の照明の明るさはどの程度なのか。

【事務局】

サッカー場の照明は、200ルクスの明るさであり、また住宅地に迷惑をかけないようにサッカー場の面だけを照らすタイプにしている。

【赤谷会長】

サッカー場の利用時間については、午前9時から午後9時30分にしてよいか。

【全委員】

はい。

【富樫希江委員】

利用受付で、屋内施設と屋外施設の申込み開始日の違いは理由があるのか。

【事務局】

一般利用に関しては、特に総合体育館、多目的運動場や第二多目的運動場は込み合う施設である。3か月前からとすると見込みでの予約が多くなるため、キャンセルの予約防止のために、1か月前からとし、3か月前からの屋外施設とは、期間の差を設けている。

また、年間行事（大会）に入れていないが行事を行いたいという団体等には、別途期間を設けて取りまとめをした上で、調整を図っている。

【事務局】

出された意見を基に、改めて全体を調整し直し、次回答申（案）を提示します。

【赤谷会長】

他に質問がなければ、審議を終わりたいと思います。

【事務局】

これで、閉会させていただきます。長い時間ありがとうございました。